

○ 全国データ（平成20年度・月平均）

	生業扶助	(参考)総数	
			その他世帯
被保護人員	37,383 人	1,592,620 人	—
被保護世帯数	32,309 世帯	1,148,766 世帯	121,570 世帯
保護費(実績)	717,883 千円	228,104,438 千円	—

○ 法令・通知等

①生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）（抜粋）

第17条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

②生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（抜粋）

第7 最低生活費の認定

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

(7) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(4) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゆう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき70,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(7) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、116,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(イ) 前記(7)に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コ

コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 186,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

- (f) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

- (g) 被保護者に対して、障害者自立支援法第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないと認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ウ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

- (h) (ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。

a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

c 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

③生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（抜粋）

第7 最低生活費の認定

問80 局長通知第7の8の(2)のアの(イ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

- 生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)(抜粋)

(1) 生業費

問7-130

生業費を支給できる業種

(問) 生業費は、「専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者」に対して行われることとされているが、どのような業種が考えられるか。

(答) 生業費は、利潤の獲得のみを目的として行われる企業に対して適用するものではなく、生計維持を目的とする小規模事業に対して適用されるものであり、例えば、食料品店(個人商店、八百屋、個人製菓店等)、文化品店(書店、古本屋、文房具店、印章店、玩具店、生花店等)、飲食店(中華ソバ店、大衆食堂、喫茶店等)、自由業(大工、左官等)その他製造加工修理業、サービス業等多岐にわたる種類があげられ、これら小規模事業を営むに必要な設備資金、運転資金を対象とするものである。

\* 問 第7-8-(1) 生業費

問7-131

かんがい用水の引水工事と生業費

(問) 開拓地で、かんがい用水の引水工事を行う場合に被保護世帯もこのかんがい用水敷設に要する経費を分担しなければならないが、農産物の生産の増加が期待でき、当該世帯の自立助長に役立つことが明白な実情にある。この負担金を生業費の対象として認定してよいか。

(答) 設問のような資金については、農業近代化資金融通法に基づく貸付資金等の貸付を受けることが考えられ、その場合は償還金を必要経費として認定する途も開かれているので、これを生業費として支給することは適当でない。

## 問 7-133

## 通信教育における美容師の資格取得

(問) 夫婦と子供3人の世帯において妻が就労のかたわら美容師の資格を取得するため美容師養成所の通信教育による技能修得をしたい旨申出があったが、国家試験を受けるまで実地習練の1年間を含めて3年を要するので他の適当な技能修得をあっ旋すべきかと思うが、この場合、1年間の実地習練期間はある程度の手当収入があり、生業扶助費の支給の必要はないのであるから技能修得期間を2年と認定して、1年目、2年目は必要とする経費をそれぞれ基準額の範囲内で必要な時期に支給するという取扱いは認められるか。

(答) 技能修得費の認定はお見込みのとおり取り扱って差し支えない。すなわち各種学校における就学は、生業扶助(技能修得)の対象となり得るものであり、技能修得を適用する場合に就学期間が1年を超えるものであっても、その就学が世帯の自立更生上効果的と認められるものについては、告別表第7の2ただし書の取扱いによって2年を限度として生業扶助を適用して差し支えない。また、この場合理容師、美容師等のごとく、その資格を取得するために、一定期間の実地習練を経なければならない職種に関しては、実地習練を行う理容所、美容所等から相当額の報酬を受け、これによって技能修得のための必要な費用が賄われるときは、その実地習練の期間は技能修得のための2年の年限に含まれないものとして取り扱って差し支えない。

\* **告** 別表第7-2 技能修得費の算定

\* **局** 第7-8-(2) 技能修得費

## 問 7-134

## 公共職業能力開発施設在校者の作業衣

(問) 公共職業能力開発施設に在校する者が訓練を受けるに際して作業衣が必要となるが、これを技能修得費として認定してよいか、それとも就職支度費として認定すべきか。

- \* **次** 第6 他法他施策の活用
- \* **局** 第8-4-(5)-カ 開拓者資金融通法に基づく政府の貸付資金
- \* **局** 第8-4-(5)-ク 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合等の貸付資金

(2) 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

問7-132

内部障害者更生施設入所者の自動車学校への入学

(問) 内部障害者更生施設に入所中の要保護者から、退所後の就職が有利であるという理由をもって自動車運転免許を取得するため自動車学校の入学金、授業料、交通費等について支給の申請があったが、これを申請どおり認めてよいか。

(答) 内部障害者更生施設は、結核回復者等内部障害者が一定期間入所し、適切な医学的管理の下に必要な生活指導と職業訓練を行うことを目的として設置運営するものであり、その入所者が、いわゆる課外時間を利用して行う技能修得については原則として生活保護法を適用することは適当とは解されない。とくに設問のように単に退所後の求職にあたって有利な条件となる技能を修得しようとするような者に対して生活保護法による技能修得費を適用することは認められない。

しかしながら、入所者の中には、健康状態が健康者と同程度に回復した者もいるので、これらの者で間もなく退所することが明らかであるものに対しては、自動車運転業務に従事することが可能である旨の医師の診断書と運転免許取得後雇用するという雇用主の証明がある場合に限り、その者の自立助長を図るために自動車運転免許取得に必要な経費について生活保護法による技能修得費を適用して差し支えない。

なお、技能修得費の適用に当たり、生活福祉資金等他法他施策の活用を図るべきことは勿論である。

- \* **局** 第7-8-(2) 技能修得費
- \* 昭和42年8月1日社更第244号社会局長通知「身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行について」

(答) 技能修得のために直接必要なものであり、かつ、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられるものであれば、技能修得費として認定して差し支えない。

ちなみに、就職支度費はすでに就職が確定した者に対して認定できるものであり、職業訓練校に在校中の者は認定の対象とはならないものである。

\* **局** 第7-8-(2)-ア-ウ) 技能修得費として認められるもの

\* **局** 第7-8-(3) 就職支度費の計上

### 問7-135

#### 雇用対策法等に基づき支給される技能修得手当

(問) 局第7の8の(2)のアの(オ)のaの「雇用対策法等」の「等」にはどのようなものが該当するか。

(答) 雇用対策法のほかに、駐留軍関係離職者等臨時措置法、沖縄振興特別措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、雇用保険法等である。

\* **局** 第7-8-(2)-ア-オ)-a 技能修得費として計上する技能習得手当

### 問7-136

#### 職業訓練手当受給者の取扱い

(問) 職業訓練手当を毎月受給すれば保護を要しない者についても、訓練終了後の当該手当の一括受給を認め、訓練期間中保護を継続してよいか。

(答) 職業訓練開始前において被保護者である者については、局第7の8の(2)のアの(オ)に該当する場合にかぎり、お見込みのとおり保護を継続して差し支えない。

したがって、訓練開始と同時に保護の申請があった世帯についてはこのような取扱いは認められないものである。

- \* **同** 第7-8-(2)-ア-(オ) 技能修得費として計上する技能習得手当
- \* 昭和39年8月19日社発第409号社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領の改正について」

## 問7-137

### 特別支援学校高等部別科の技能修得費

(問) 被保護者が特別支援学校高等部の別科に入学する場合「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(以下「就学奨励法」という。)により援助で満たされない学用品の購入費を技能修得費の対象として支給してよいか。

(答) 特別支援学校高等部の別科の教育内容は高等教育そのものではなく技能教育を目的としたものであるから、別科に就学する者は技能修得を目的とする各種学校に就学する場合と同様に取り扱うこととなる。したがって、就学奨励法により支給されない学用品の購入は、技能修得費の対象として差し支えないものである。

ただし、この場合の学用品は、学校長の指定証明のある必要最少限度のものに限るべきである。

- \* **同** 第7-8-(2)-ア-(ウ) 技能修得費として認められるもの

## 問7-138

### 技能修得費の再支給

(問) 一度技能修得費の支給を受けた者について、再度技能修得費を支給することは認められないか。

(答) 例えば事故により障害を負った場合等で著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケースについては、再度技能修得費を支給して差し支えない。

また、自立支援プログラムに基づく場合については複数回の支給が認められ

ているところである。

\* 局 第7-8-(2) 技能修得費

## 問7-139

### 自動車運転免許の更新等に要する費用

(問) 自動車運転免許の更新等、資格の更新の際に受講する講習等に要する費用について、技能修得費として支給できるか。

(答) 技能修得のために必要な場合に限り、局第7の8の(2)のアの(ウ)の資格検定に要する費用としてお見込みのとおり支給して差しつかえない。

なお、通勤用・事業用自動車の保有を認められた者については、勤労・事業収入から必要最小限度の額を必要経費として控除することができるものである。

\* 局 第8-2 125cc以下のオートバイ等の維持費

問7-155 高等学校等就学中の被保護者が、資格検定試験を受ける場合及び自動車運転免許を取得する場合、技能習得費を支給してよいか。

答 就学中の高等学校等での授業に関連のある資格試験を受ける場合において、当該資格を取得することが、世帯の自立助長に効果があると認められる場合に限り、局第7の8の(2)のアの(ウ)により支給して差し支えない。

また、高等学校等を卒業後、就労するために必要な場合に限り、局第7の8の(2)のアの(キ)のbに基づき、自動車運転免許を取得するために必要な最低限の費用を支給して差し支えない。

なお、技能修得費のうち、高等学校等就学費との併給が認められるものは、資格検定等に要する費用のみであることに留意されたい。